

全体説明会

神奈川県感染症予防計画及び 医療措置協定について

① 感染症予防計画

神奈川県 医療危機対策本部室

2023年10月18日

①感染症予防計画について

1. 感染症予防計画の概要について



計画の性格

感染症法第10条により、感染症の予防のための施策の実施に関し、同法第9条で厚生労働大臣が定める「感染症の予防の総合的な推進を図るための基本的な指針」に即して、都道府県等が定める計画

当初策定及び直近改定

平成11年10月／平成29年3月(概ね5年に1回改定)

(参考) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成十年法律第百十四号)

(予防計画)

第十条 都道府県は、基本指針に即して、感染症の予防のための施策の実施に関する計画(以下この条及び次条第二項において「予防計画」という。)を定めなければならない。

2 前項の予防計画は、当該都道府県における次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 地域の実情に即した**感染症の発生の予防及びまん延の防止のための施策**に関する事項
- 二 感染症及び病原体等に関する情報の収集、調査及び研究に関する事項
- 三 病原体等の検査の実施体制及び検査能力の向上に関する事項

四 感染症に係る医療を提供する体制の確保

に関する事項

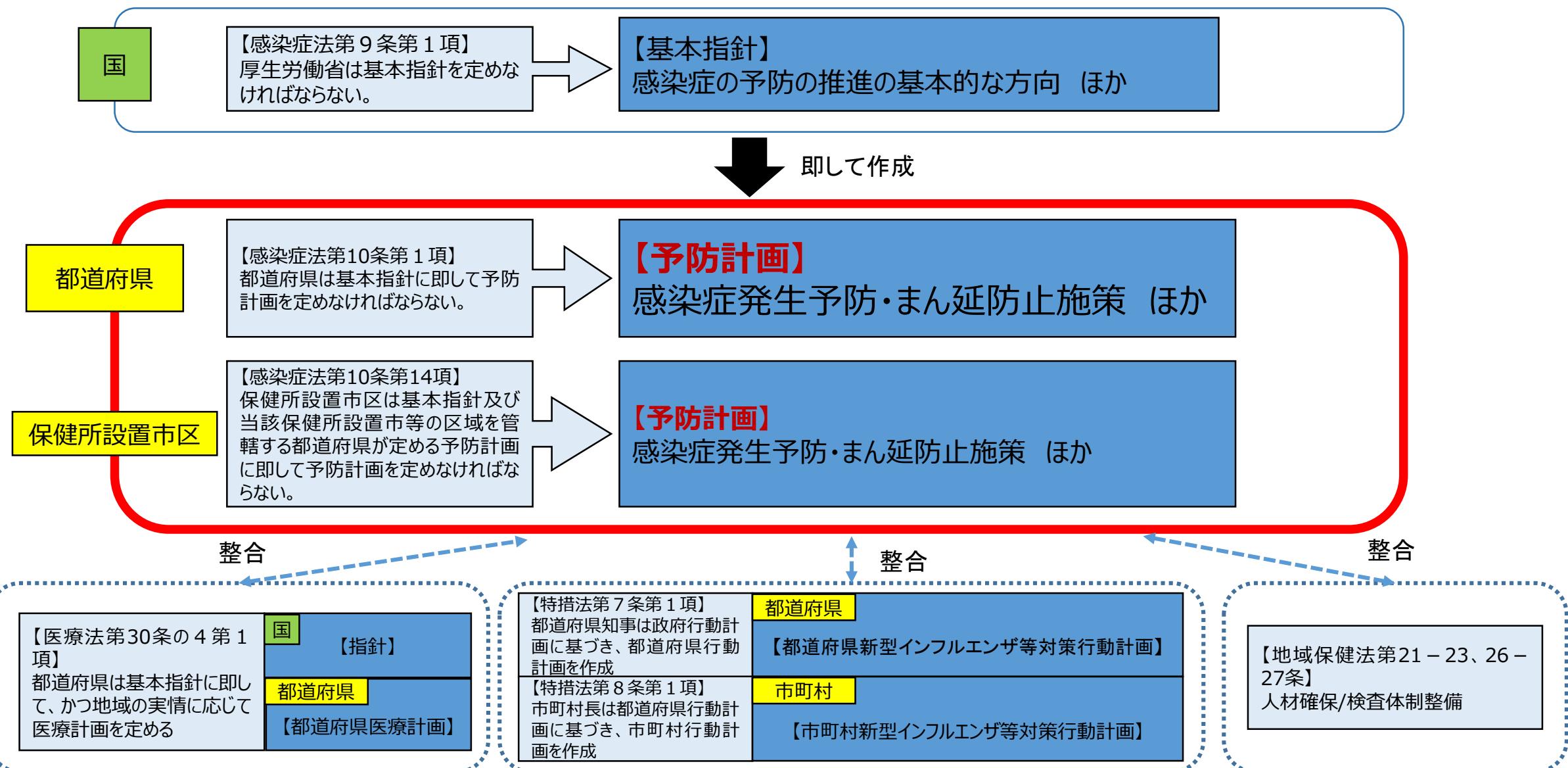
- 五 感染症の患者の移送のための体制の確保に関する事項
- 六 感染症に係る医療を提供する体制の確保その他感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するための措置に必要なものとして厚生労働省令で定める体制の確保に係る目標に関する事項
- 七 第四十四条の三第二項又は第五十条の二第二項に規定する宿泊施設の確保に関する事項
- 八 第四十四条の三の二第一項に規定する新型インフルエンザ等感染症外出自粛対象者又は第五十条の三第一項に規定する新感染症外出自粛対象者の療養生活の環境整備に関する事項
- 九 第六十三条の三第一項の規定による総合調整又は第六十三条の四の規定による指示の方針に関する事項
- 十 感染症の予防に関する人材の養成及び資質の向上に関する事項
- 十一 感染症の予防に関する保健所の体制の確保に関する事項

十二 緊急時における感染症の発生の予防及びまん延の防止、病原体等の検査の実施並びに医療の提供

のための施策(国との連携及び地方公共団体相互間の連絡体制の確保を含む。)に関する事項

3 予防計画においては、前項各号に掲げる事項のほか、感染症に関する研究の推進、人材の養成及び知識の普及について定めるよう努めるものとする。

2. 感染症予防計画の位置づけ



3. 感染症予防計画の改定について①



新型コロナ時の医療提供体制の課題

- 多数の感染症患者の入院受入を想定していなかったため、入院受入体制の構築に時間を要した
- 医療機関内の感染対策が不十分のため、感染症が疑われる患者へ診察や検査ができる医療機関が不足していた
- 感染症患者は入院医療が前提となっていたため、自宅療養者等への医療等の提供の仕組みは無かった

課題への国の対応

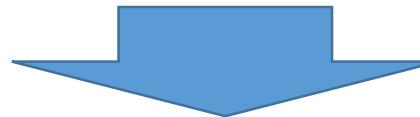
- 新型コロナ対応では感染状況に応じ医療提供を運用するフェーズを設定して、必要な医療等の体制の確保を行った
- 平時から医療機関（病院・診療所・薬局・訪問看護事業所）と協定を締結し、連携体制を構築することにより、新興感染症が発生した際に、円滑に医療等の提供ができる体制を事前に確保することを法定化した

4. 感染症予防計画の改定について②



改定のポイント

- 医療提供体制等に関する**数値目標の設定**
- 上記**数値目標を担保するための、関係機関等との協定締結**



**医療機関等(病院・診療所・薬局・訪問看護事業所)と「医療措置協定」を締結し
平時から新興感染症に備える体制を構築していく**

5. 数値目標と協定に関する国の考え方について



数値目標の国の考え方

流行の段階に分けて目標数値を設定

○発生前(平時での対応状況の目標を設定)

【設定項目】個人防護具備蓄、IHEAT訓練、研修

○流行初期(~3ヶ月)(令和2年冬の体制等を前倒しした体制を想定して目標を設定)※病床、発熱外来については 流行初期医療確保措置適用

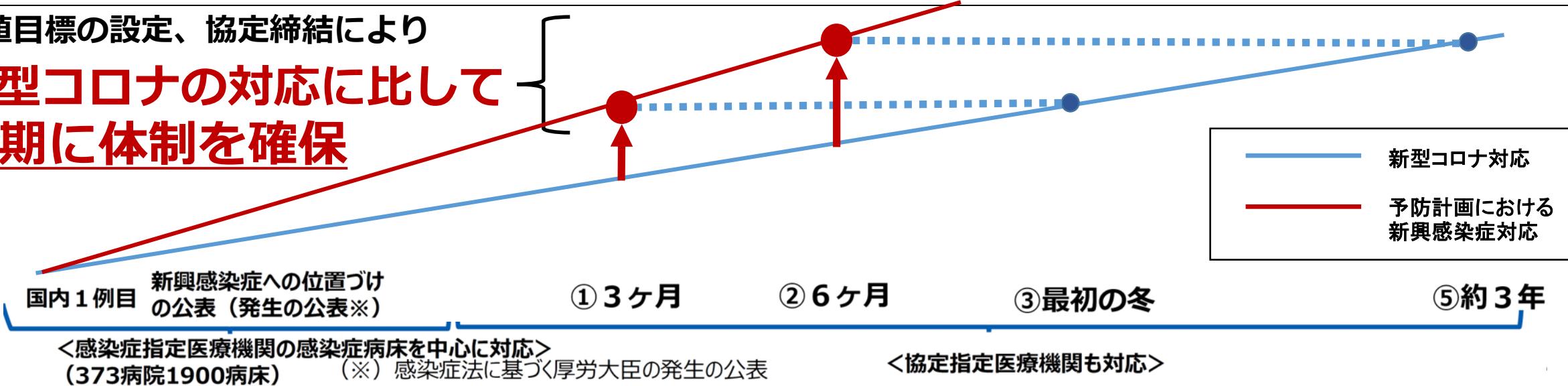
【設定項目】病床、発熱外来、検査体制、宿泊体制、保健所体制

○流行初期以降(~6ヶ月) (新型コロナ対応で確保した最大値の体制を想定して目標を設定)

【設定項目】病床、発熱外来、自宅療養者等への医療、後方支援、人材派遣体制、検査体制、宿泊体制

数値目標の設定、協定締結により

新型コロナの対応に比して
早期に体制を確保



6. 神奈川県における数値目標の考え方（イメージ）



★ …協定締結事項

患者発生等
大臣公表/
知事要請
(0日) ↓
1週間 2週間 3週間
1か月
3か月
6か月

| | | 平時 | 発生早期 | 流行初期 | 流行初期以降 |
|---|---|--------|-------------------|-------------------------|-------------------------------|
| | 医療提供体制 | | | | |
| ① | 病床数 | | 主に感染症医療機関 490床 | ★ 980床 (公立・公的医療機関等※) | ★ 2, 200床 |
| ② | 発熱外来機関数 | | | ★ 350機関(病院・地域検査C) | ★ 2, 200機関 |
| ③ | 自宅・宿泊施設・高齢者施設における療養者等に 医療を提供する機関数 (病院・診療所、薬局、訪問看護事業所) | | | | ★ 医療機関900、薬局1500、訪問看護事業所200 |
| ④ | 後方支援を行う医療機関数 | | | | ★ 69機関 |
| ⑤ | 他の医療機関に派遣可能な医療人材数 | | | 流行初期から体制確保 | ★ 医療従事者30人/日 予防等業務関係者10人/日 |
| ⑥ | 個人防護具の備蓄を行う協定締結医療機関数 | ★ 8割以上 | 主に地衛研 | ★ 5, 000件/日 | ★ 20, 000件/日 |
| ⑦ | 検査体制(検査の実施件数) | | | | |

全体説明会

神奈川県感染症予防計画及び 医療措置協定について

②医療措置協定

神奈川県 医療危機対策本部室
2023年10月18日

② 医療措置協定について

1. 医療措置協定について



医療措置協定の目的

新型インフルエンザ等感染症等発生等公表期間に、県の要請に基づき、医療機関等(病院・診療所・薬局・訪問看護事業所)が必要な措置を迅速かつ適確に講ずることで、医療提供体制を確保すること

感染症法

第三十六条の三 都道府県知事は、新型インフルエンザ等感染症等発生等公表期間に新型インフルエンザ等感染症、指定感染症又は新感染症に係る医療を提供する体制の確保に必要な措置を迅速かつ適確に講ずるため、当該都道府県知事が管轄する区域内にある**医療機関の管理者と協議し**、合意が成立したときは、厚生労働省令で定めるところにより、次に掲げる事項をその内容に含む協定(以下「**医療措置協定**」という。)を**締結するものとする**。

感染症の予防の総合的な推進を図るための基本的な指針

第六 感染症に係る医療を提供する体制の確保に関する事項

三 都道府県における感染症に係る医療を提供する体制

4 一類感染症又は二類感染症が集団発生した場合や新型インフルエンザ等感染症の汎流行時には、一般の医療機関に緊急避難的にこれらの患者を入院させることがあるため、都道府県等においては、そのために必要な対応についてあらかじめ定めておくことが重要である。特に、全国的かつ急速なまん延が想定される**新興感染症については**、入院患者数及び外来受診者の急増が想定されることから、**平時から、法に基づき締結する医療措置協定等により**、当該感染症の患者の**入院体制及び外来体制**や、当該感染症の**後方支援体制**を迅速に確保できるようにしておくことが適当である。

2. 医療措置協定締結の基本的な考え方について



神奈川県
立病院機構

締結者

協定は県と医療機関等の**管理者**との間で締結

締結内容

各医療機関等の**機能や役割に応じた内容**の協定を締結

柔軟な
対応

感染症の特性に合わせて、実際の**状況に応じた柔軟な対応**を行うことも前
提に締結

締結時期

令和6(2024)年3月末までに大半の医療機関等と締結を目指す

締結方法

協定締結作業は5000件以上の多数の医療機関等が想定されることから、
Webによる手続きで実施

3. 医療措置協定内容について



神奈川県

| 協定相手方 | 医療措置内容 |
|---------|---|
| 病院・診療所 | <ul style="list-style-type: none">○ 病床の確保(患者を入院させ必要な医療を提供)○ 発熱外来の実施○ 自宅療養者等への医療の提供及び健康観察○ 後方支援○ 医療人材派遣 病院・診療所は「流行初期」、「流行初期以降」に区分して協定を締結 |
| 薬局 | <ul style="list-style-type: none">○ 自宅療養者等への医療の提供及び健康観察 |
| 訪問看護事業所 | <ul style="list-style-type: none">○ 自宅療養者等への医療の提供及び健康観察 |



○ 感染症法に基づく厚生労働大臣の公表を受けた知事の要請により医療措置を実施

4. 流行初期及び、流行初期以降について



期間の考え方

感染症法に基づく厚生労働大臣の新型インフルエンザ等感染症等の発生の公表(下記、厚労大臣による公表)が起点

↓
平時

↓
発生早期

↓
流行初期

(3か月程度)

↓
流行初期以降

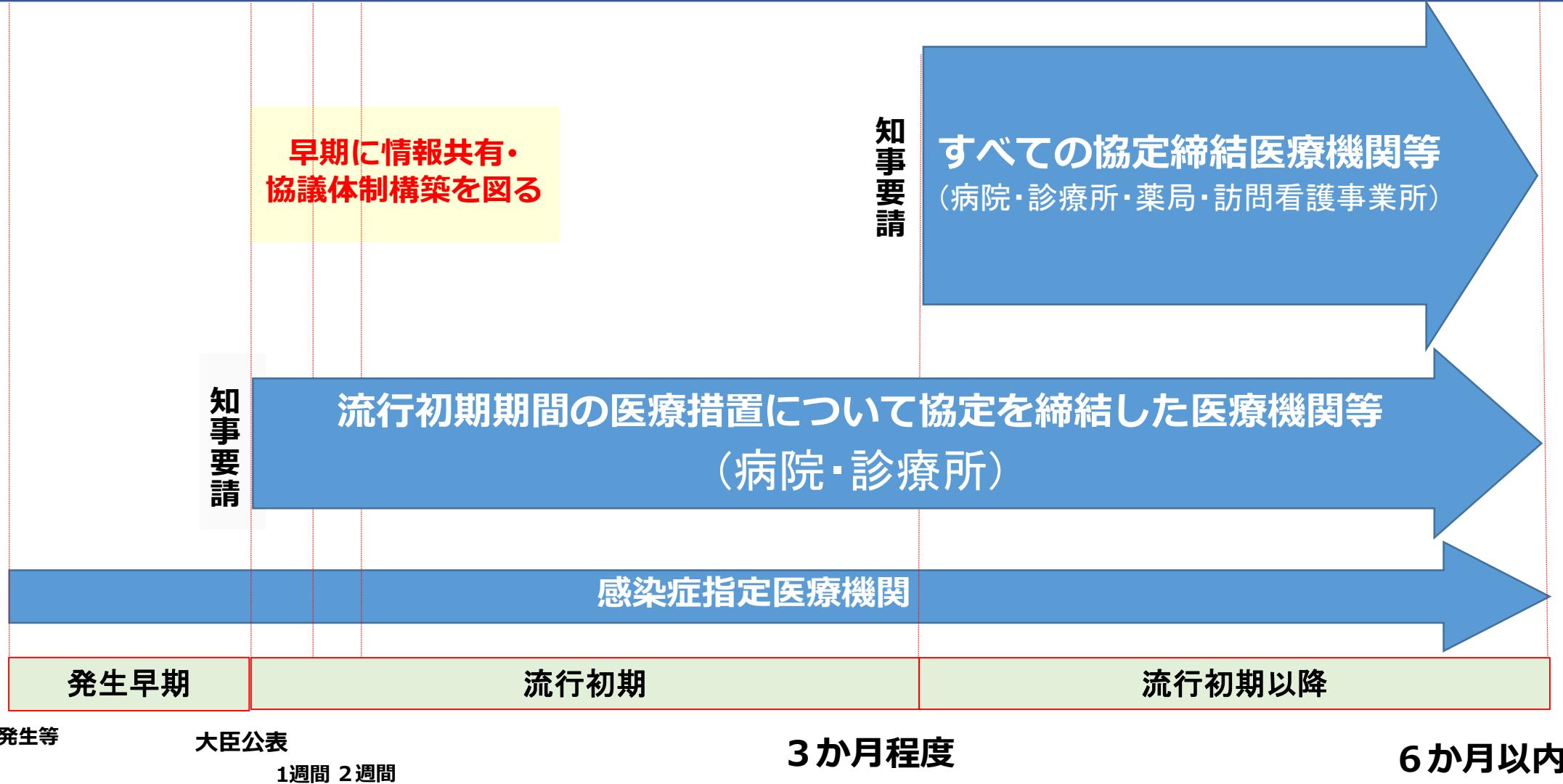
(6か月以内)



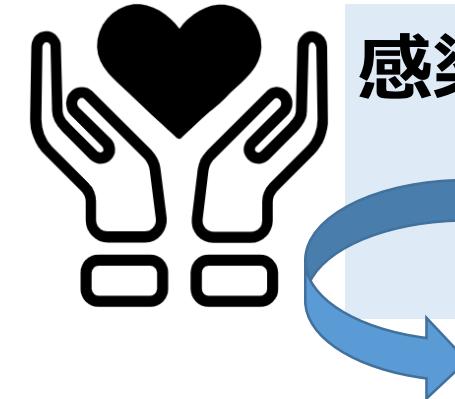
流行初期: 厚労大臣による公表が行われてから3か月程度

流行初期以降: 厚労大臣による公表が行われてから6か月以内

5. 医療措置協定による医療機関等の対応について



6. 医療措置に係る財政措置について



感染症法に基づき都道府県の予算の範囲内で財政措置

- ・診療報酬の上乗せ
- ・補助金等の拡充

仕組み等の詳細は、感染症発生から流行初期(～3ヶ月)の間に感染症の性状に合わせて国が定める

医療措置協定案（措置に要する費用の負担）

第5条 第3条に基づく措置に要する費用については、都道府県の予算の範囲内において、甲が乙に補助を行うものとする。なお、その詳細については、新型インフルエンザ等感染症等が発生した際に、その感染症の性状に合わせて定めるものとする。

7. 流行初期(~3か月)の財政措置-流行初期医療確保措置-



流行初期医療確保措置の概要

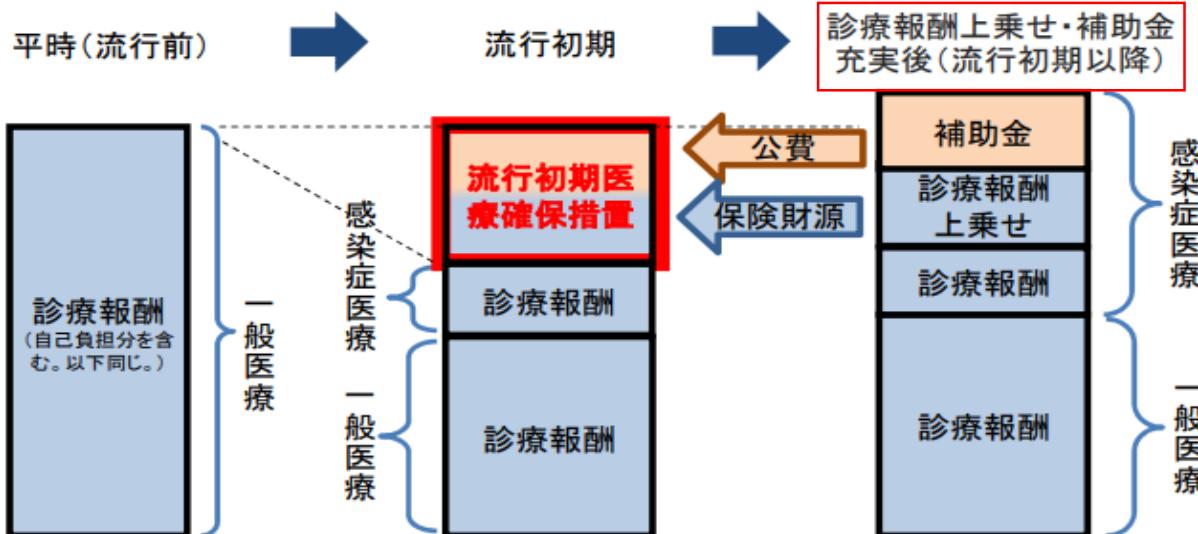
病院・診療所対象(病床確保・発熱外来の実施)

- 都道府県と医療機関間で、流行初期での医療提供についての協定を締結した上で、診療報酬の上乗せや補助金等が充実するまでの間、公費と保険者の負担により、流行初期に感染症医療を行った月の収入額※1が、新興感染症発生・まん延前の同月の収入額を下回った場合、その差額を支払う。

※1病床確保(入院医療)を行う医療機関には外来も含めた診療報酬全体を勘案し、発熱外来のみを行う医療機関には外来分の診療報酬のみを勘案

- 国の参酌基準(感染症法施行規則)に基づき、都道府県知事が措置の基準※2を設定

<(参考)医療機関の収入イメージ>



※2神奈川県が定める措置の基準(案)

○病床

病床確保数基準⇒公立・公的医療機関等は一般病床数の5パーセントを下限値の目安
(即応化期間は、知事の要請から14日以内。うち半数を7日以内)

○発熱外来

診療患者数基準⇒病院:20人／日以上、診療所:6人／日以上
(知事の要請後、7日以内に診療を実施。ただし、要請は感染状況を踏まえて順次実施)
・自院で検査が可能な医療機関が対象。
(検査数が外来患者数を下回ることは想定しない)

全体説明会

神奈川県感染症予防計画及び 医療措置協定について

③医療措置協定文(案)

神奈川県 医療危機対策本部室

2023年10月18日

③医療措置協定文(案)について

前提

○医療措置協定

(名称:新型インフルエンザ等感染症、指定感染症又は新感染症に係る医療を提供する体制の確保に必要な措置に関する協定)

○全11条で構成

○医療措置について定めた第3条「医療措置の内容」や流行初期医療措置についての第5条「措置に要する費用の負担」は、条文が医療機関(病院・診療所・薬局・訪問看護事業所)ごとに異なる

医療措置協定文(案)について



甲：県 乙：事業者（以下同様）

（目的）

第1条 この協定は、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症又は新感染症（以下「新型インフルエンザ等感染症等」という。）に係る発生等の公表が行われたときから新型インフルエンザ等感染症等と認められなくなった旨の公表等が行われるまでの間（以下「新型インフルエンザ等感染症等発生等公表期間」という。）に、甲の要請に基づき、乙において、新型インフルエンザ等感染症等に係る医療を提供する体制の確保に必要な措置を迅速かつ適確に講ずることにより、甲が新型インフルエンザ等感染症等の医療提供体制を確保することを目的とする。

(医療措置実施の要請)

第2条 甲は、新型インフルエンザ等感染症等発生等公表期間において、地域の感染症医療提供体制等を勘案し、必要があると認めるとときは、乙に対し、次条に定める医療措置を講ずるよう要請するものとする。

(医療措置の内容)

第3条 乙は、前条の規定による甲からの要請に基づき、次に掲げる医療措置を講ずるものとする。

以下

- 一 病床の確保（患者を入院させ必要な医療を提供）
- 二 発熱外来の実施
- 三 自宅療養者等への医療の提供及び健康観察
- 四 後方支援
- 五 医療人材派遣

医療措置協定文(案)について-第3条- 病院



神奈川県立
病院

一 病床の確保（患者を入院させ必要な医療を提供）

| | | |
|--------------|---|---|
| 対応時期 (目途) | <u>流行初期期間</u> （新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表が行われてから <u>3か月程度</u> ）の対応 | <u>流行初期期間経過後</u> （新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表が行われてから <u>6か月以内</u> ） |
| 対応の内容 | <u>○床</u> （うち重症者用○床） うち、特に配慮が必要な患者の病床数 ・○○患者用○床 | <u>○床</u> （うち重症者用○床） うち、特に配慮が必要な患者の病床数 ・○○患者用○床 |
| 即応化の期間 | 甲からの要請後速やかに（半数程度は1週間以内、残り半数は2週間以内を目途に）即応化すること。 | 甲からの要請後速やかに（2週間以内を目途に）即応化すること。 |

医療措置協定文(案)について-第3条- 病院・診療所



二 発熱外来の実施

| | | |
|--------------|--|--|
| 対応時期 (目途) | 流行初期期間（新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表が行われてから <u>3か月程度</u> ）の対応 | 流行初期期間経過後（新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表が行われてから <u>6か月以内</u> ） |
| 対応の内容 | 発熱外来対応の有無：__ 人数 ○人/日 (検査（核酸検出検査）の対応の有無：__ ○件/日) かかりつけ患者以外の対応可否： — 小児対応：__ | 発熱外来対応の有無：__ 人数 ○人/日 (検査（核酸検出検査）の対応の有無：__ ○件/日) かかりつけ患者以外の対応可否： — 小児対応：__ |

医療措置協定文(案)について-第3条- 病院・診療所



神奈川県

三 自宅療養者等への医療の提供及び健康観察

| | |
|--------------|--|
| 対応時期 (目途) | 流行初期期間経過後（新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表が行われてから <u>6か月以内</u> ） |
| 対応の内容 | <ul style="list-style-type: none">・電話／オンライン診療が可能（高齢者施設等への対応が可能） ※対応可能見込み（最大○人/日）（参考記載） 又は<ul style="list-style-type: none">・往診等が可能（高齢者施設等への対応が可能） ※対応可能見込み（最大○人/日）（参考記載） 及び<ul style="list-style-type: none">・健康観察の対応が可能（高齢者施設等への対応が可能） ※電話診療は診療報酬の特例等により制度上認められた場合に限る |

医療措置協定文(案)について-第3条- 病院



神奈川県
KANAGAWA

四 後方支援

| | | |
|--------------|---|--|
| 対応時期 (目途) | 流行初期期間 (新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表が行われてから <u>3か月程度</u>) の対応 | 流行初期期間経過後 (新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表が行われてから <u>6か月以内</u>) |
| 対応の内容 | 感染症回復後(感染性低下時期が不明の間は陰性確認を前提)に入院が必要な患者の受入が可能 | 感染症回復後(感染性低下時期が不明の間は陰性確認を前提)に入院が必要な患者の受入が可能 |

医療措置協定文(案)について-第3条- 病院・診療所



神奈川県

五 医療人材派遣

| | |
|--------------|--|
| 対応時期 (目途) | <u>流行初期期間経過後</u> （新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表 が行われてから6か月以内） |
| 対応の内容 | <p>①感染症医療担当従事者</p> <p>○人 うち県外可能：○人</p> <p>・医師：○人 うち県外可能：○人</p> <p>・看護師：○人 うち県外可能：○人</p> <p>・その他（可能な範囲で職種を記入）：○人</p> <p>うち県外可能：○人</p> <p>②感染症予防等業務関係者</p> <p>○人 うち県外可能：○人</p> <p>・医師：○人 うち県外可能：○人</p> <p>・看護師：○人 うち県外可能：○人</p> <p>・その他（可能な範囲で職種を記入）：○人</p> <p>うち県外可能：○人</p> |

医療措置協定文(案)について-第3条- 薬局



(医療措置の内容)

第3条 乙は、前条の規定による甲からの要請に基づき、自宅療養者等への医療の提供及び健康観察に係る医療措置を講ずるものとする。

| | |
|--------------|--|
| 対応時期 (目途) | <u>流行初期期間経過後</u> （新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表が行われてから <u>6か月以内</u> ） |
| 対応の内容 | <ul style="list-style-type: none">・訪問しての服薬指導が可能（特に高齢者施設等への対応が可能） 又は<ul style="list-style-type: none">・電話/オンライン服薬指導が可能（特に高齢者施設等への対応が可能）及び<ul style="list-style-type: none">・薬剤等の配送が可能（特に高齢施設等への対応が可能）及び<ul style="list-style-type: none">・健康観察の対応が可能（特に高齢者施設等への対応が可能） <p>※対応可能見込み（最大○人/日）は、参考記載</p> <p>※電話服薬指導は診療報酬の特例等により制度上認められた場合に限る</p> |

(医療措置の内容)

第3条 乙は、前条の規定による甲からの要請に基づき、次に掲げる医療措置を講ずるものとする。

| | |
|--------------|---|
| 対応時期 (目途) | 流行初期期間経過後（新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表が行われてから <u>6か月以内</u> ） |
| 対応の内容 | 訪問看護が可能（特に高齢者施設等への対応が可能） 及び 健康観察の対応が可能（特に高齢者施設等への対応が可能） ※対応可能見込み（最大○人/日）（参考記載） |

(個人防護具の備蓄)

第4条 新型インフルエンザ等感染症等に係る医療を提供する体制の確保に必要な措置を迅速かつ適確に講ずるため、個人防護具は、2か月分を目安として、次のとおり乙が備蓄に努めることとする。

(乙における2ヶ月分の使用量)

| サージカルマスク | N95 マスク | アイソレーションガウン | フェイスシールド | 非滅菌手袋 |
|----------|---------|-------------|----------|------------|
| 枚 | 枚 | 枚 | 枚 | 枚 (双) |
| | | | | |

医療措置協定文(案)について-第5条- 病院・診療所



(措置に要する費用の負担)

第5条 第3条に基づく措置に要する費用については、都道府県の予算の範囲内において、甲が乙に補助を行うものとする。なお、その詳細については、新型インフルエンザ等感染症等が発生した際に、その感染症の性状に合わせて定めるものとする。

2 甲は、第3条第1号又は第2号に掲げる措置のうち、新型インフルエンザ等感染症等の発生等の初期の段階から当該感染症に係る医療を提供する体制を迅速かつ適確に構築するための措置を講じたと認められる場合であって、乙が当該措置を講じたと認められる日の属する月の収入額が、新興感染症発生・まん延前の同月の収入額を下回った場合には、乙に対し、流行初期医療の確保に要する費用を支給する措置（流行初期医療確保措置）を行うものとする。

3 前条に基づく措置に要する費用については、乙が負担する。なお、甲は、国において新型インフルエンザ等感染症等が発生した際にその感染症の性状に合わせて検討される費用に関する補助等が創設された場合は、乙に対して、それに基づき補助等を検討する。

(措置に要する費用の負担)

第5条 第3条に基づく措置に要する費用については、都道府県の予算の範囲内において、甲が乙に補助を行うものとする。なお、その詳細については、新型インフルエンザ等感染症等が発生した際に、その感染症の性状に合わせて定めるものとする。

2 前条に基づく措置に要する費用については、乙が負担する。なお、甲は、国において新型インフルエンザ等感染症等が発生した際にその感染症の性状に合わせて検討される費用に関する補助等が創設された場合は、乙に対して、それに基づき補助等を検討する。

(新型インフルエンザ等感染症等に関する最新の知見についての情報提供等)

第6条 新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表が行われる前の段階から、甲は、国から新型インフルエンザ等感染症等に関する対応方法を含めた最新の知見について 情報を得た場合は、速やかに乙へ情報提供するものとする。

2 乙は、前項の情報も踏まえ、甲からの第2条の要請に備えて、必要な準備を行うものとする。

3 新型インフルエンザ等感染症等発生・まん延時において、新型インフルエンザ等感染症等の性状のほか、その対応方法を含めた最新の知見の取得状況や、感染症対策物資等の確保の状況などが事前の想定とは大きく異なる事態の場合として、国においてその判断が行われた場合は、甲は、協定の内容について状況に応じ柔軟に対応を行うことについて、乙と速やかに協議を行うものとする。

(協定の有効期間、変更及び解約について)

第7条 本協定の有効期間は、締結日から令和7年3月31日までとする。ただし、本協定による有効期間満了の日の30日前までに、甲から乙に更新に関する確認を行い、甲と乙のいずれからも更新しない旨の申し出がない場合には、同一条件により1年間更新するものとし、その後も同様とする。

2 第3条に定める医療措置の内容その他この協定の内容を変更する場合、甲又は乙の申し出により協議するものとする。

3 第3条に定める医療措置の内容その他この協定の内容を履行し難い状況が生じた場合、乙は甲に本協定の解約を申し出ることができる。

(協定の措置を講じていないと認められる場合の措置)

第8条 甲は、乙が、正当な理由がなく、第3条及び第4条に基づく措置を講じていないと認めるとときは、乙に対し、感染症法等に基づく措置を行うことができるものとする。

(協定の実施状況等の報告)

第9条 乙は、甲から本協定に基づく措置の実施の状況及び当該措置に係る当該医療機関の運営の状況その他の事項について報告の求めがあったときは、速やかに当該事項を報告するものとする。この場合において、電磁的方法（G－M I S）により報告を行うよう努める。

(平時における準備)

第10条 乙は、第3条の措置を迅速かつ適確に講ずるため、平時（新型インフルエンザ等感染症等の発生前）において、年1回以上、次に掲げる準備を行うよう努めるものとする。

- 一 乙の医療機関において、最新の科学的知見に基づいた適切な知識を本協定の措置の実施にかかることが見込まれる医療従事者等が習得することを目的として、研修を実施する、又は、外部の機関が実施する医療機関向け研修に当該医療従事者等を参加させること。
- 二 措置を講ずるに当たっての訓練を、乙の医療機関において実施する、又は、外部の機関が実施する訓練に本協定の措置の実施にかかることが見込まれる医療従事者等を参加させること。
- 三 措置を講ずるに当たっての乙の医療機関における対応の流れを点検すること。

(疑義等の解決)

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じたときは、甲と乙とが協議し定めるものとする。

意向確認調査について

1. 意向確認調査について



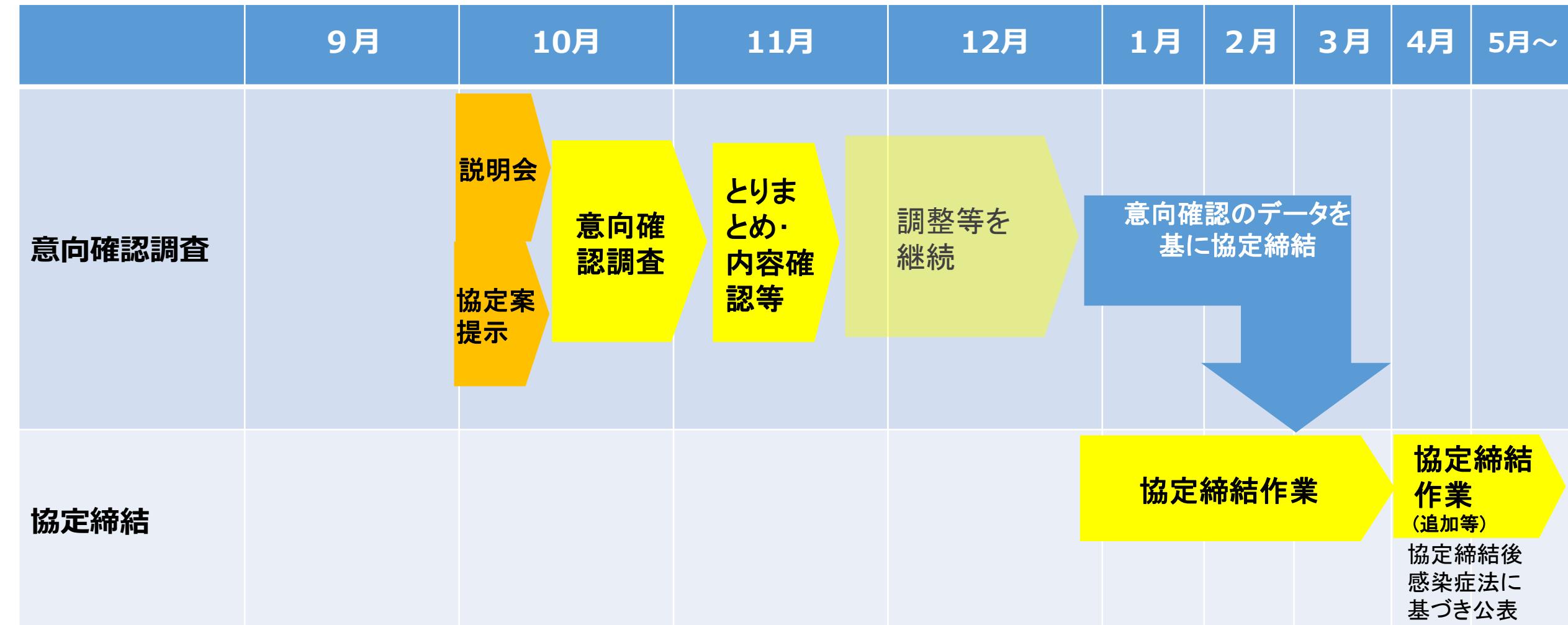
神奈川県

| | |
|------|---|
| 目的 | 医療措置協定に基づき、新型コロナ対応を念頭に置いた医療提供体制をどれくらいの機関が構築する意向があるかを把握する |
| 対象 | 神奈川県内の病院・診療所(外来対応医療機関)、保険薬局及び訪問看護事業所 ※宿泊施設や検査会社は別途直接調整予定のため調査対象外 |
| 調査方法 | Webフォーム |
| 調査時期 | 令和5年10月18日(水)～令和5年11月6日(月)(約3週間予定) |
| 質問内容 | 医療提供体制等の意向について |

○ 本日18日に県に届出されているメールアドレス宛に調査票をお送りしております。
医療提供体制の確保のため、できる限りのご協力をお願いします。

ご回答よろしくお願いします。

2. (参考)協定締結想定スケジュールについて



3. 問合せフォームについて



- ・本説明会の内容についてご不明点等やご質問がございましたら、下記の問い合わせフォームにてご連絡ください。担当から、回答させていただきます。

【問い合わせフォーム】

URL:

<https://30037ff9.form.kintoneapp.com/public/342c9f2e0c65dd4ef9e47ae05015cf1b11c57e2d4effadeea9ec844a29e29d6e>)

- ・説明会はYouTubeにて、何度も視聴することができますので、ご活用ください。